

京都市醍醐交流会館における「舞台管理運営業務委託」プロポーザル実施説明書

1 業務名

京都市醍醐交流会館 舞台管理運営業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

京都醍醐センター株式会社（以下「当社」という。）が管理運営を行う京都市醍醐交流会館（以下「交流会館」という。）は、市民の豊かな生活の形成に資するため、市民相互の間の交流を促進する活動その他の活動の用に供する施設として設置されています。

交流会館における舞台の管理及びその他の関連業務については、施設の設置目的を遂行するため、利用者の需要に応じた的確な業務の履行、安心して安全な施設運営、効率的な管理運営と経費節減、利用者や来館者への質の高いサービスの提供を目指し、公募型プロポーザル方式により事業者の募集を行います。

3 業務内容

本業務の内容については、概ね次のとおりです。詳細については別に定める「京都市醍醐交流会館 舞台管理運営業務委託契約に関する仕様書」に従い実施するものとします。

- (1) リハーサル、本番実施時における舞台管理に関すること。（舞台機構運転時の安全監視を含む。）
- (2) 舞台、照明、音響、映像及び客席機器（以下「諸設備」という。）の経常的な管理並びに運営操作に関すること。
- (3) 付属設備等の設置、撤去及び格納に関すること。
- (4) 諸設備の保守点検及び修理の立会いに関すること。
- (5) 利用者（主催者、出演者等）との打合せや利用相談に関すること。
- (6) 当社が実施する自主事業の企画及び運営に関すること。
- (7) 当社との連絡調整、協議に関すること。

4 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

なお、上記期間における業務の履行状況が優秀と認める場合は、令和5年度も引き続き契約するものとし、令和6年度も同様とします。（最大契約期間3カ年）

ただし、交流会館指定管理者としての当社の受託契約が終了した場合は、この限りではありません。

5 見積上限額

年額12,396,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

*提示した金額を超過した場合は失格とします。

6 プロポーザル参加資格要件

本業務の提案を行う事業者は、次の全ての要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（契約をする能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）の規定に該当しないこと。
- (2) 令和3年度京都市競争入札有資格者名簿に登載されている者であり、参加申請の日から契約締結の日までの間において京都市により競争入札参加停止の措置を受けていないこと。

なお、有資格者名簿に登載されていない者にあつては、令和3年12月1日現在において、引き続いて2年以上営業等を行っており、かつ、納税義務者にあつては、法人税及び消費税に未納がないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続、又は再生手続を開始している団体でないこと。
- (4) 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に掲げる暴力団、又は暴力団員、「京都市暴力団排除条例」第2条に掲げる暴力団員等、又は暴力団密接関係者及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (5) 舞台管理運營業務を構成する舞台、照明、音響の操作・管理に関する豊富なノウハウを有し、かつ本業務を円滑に遂行するために必要な能力を持った人材、事業資金等の経営基盤を有する法人格で、公立文化施設等において舞台、照明、音響の業務を一括して、元請として履行した実績があること。
- (6) 本業務の実施に当たり、事業者が行う業務に起因する事故や施設・設備の損壊について、想定される損害賠償請求に対応できるよう任意の賠償責任保険に加入していること。

- (7) 複数の法人による共同企業体での応募について

複数の法人による共同企業体で応募を行う場合は、次の項目に留意してください。

- ① 代表となる法人を定めるとともに、業務執行体制を明確にしてください。
- ② 代表となる法人及び共同企業体を構成する法人の変更は、原則として認められません。
- ③ 共同企業体の構成法人として応募する法人は、単独で応募できません。
- ④ 代表法人は、上記の第1号から第6号の参加資格要件のすべてを満たしていなければなりません。その他の構成法人は、上記の第1号から第4号及び第6号の参加資格要件を満たしていなければなりません。
- ⑤ 共同企業体で応募する場合、企画提案書の提出時に共同企業体協定書等を提出してください。

7 提案募集のスケジュール

内容	時期等
プロポーザルの告知期間	令和4年1月14日（金）から同年1月28日（金）午後5時まで ・交流会館ホームページ掲載、交流会館窓口に設置
施設見学会の参加申込受付期間	令和4年1月14日（金）から同年1月19日（水）正午（必着）まで ・ファックスにより申込受付
施設見学会の実施日	令和4年1月20日（木）*時間は調整のうえ連絡 ・1事業者当たり約30分間、参加者数2名まで
プロポーザルに係る質問受付期間	令和4年1月14日（金）から同年1月23日（日）午後5時（必着）まで ・ファックスにより受付
質疑に対する回答日	令和4年1月26日（水） ・全ての質問者に対してファックスにより回答
応募書類、企画提案書・見積書の受付期間	令和4年2月1日（火）から同年2月3日（木）各日 午前9時～午後5時 ・郵送又は交流会館窓口へ直接持参
プレゼンテーション実施日	令和4年2月8日（火）*開始時間は調整のうえ連絡 ・1事業者当たり最大40分間を想定
審査結果の通知	プレゼンテーション審査終了後速やかに書面で通知

*スケジュールは、応募状況等により一部変更する場合があります。

8 プロポーザルの告知期間

本プロポーザルは、令和4年1月14日（金）から同年1月28日（金）午後5時までの間、交流会館ホームページ及び交流会館において告知します。

応募に必要な書類は、交流会館ホームページに掲載しており、ダウンロードすることができます。交流会館窓口においても設置します。

◆交流会館ホームページ <http://daigo-koryu.jp>

9 施設見学会

施設見学会を令和4年1月20日（木）に実施します。参加を希望される事業者は、同年1月19日（水）正午（必着）までに、所定の見学会参加申込書（様式1）によりファックスでお申し込みください（必ず着信確認をお願いします。）。

見学会は1事業者当たり約30分間、参加者数は2名までとさせていただきます。開始時間については、調整のうえ1月19日（水）13時以降にお知らせします。

◆交流会館ファックス番号 075-575-2581

10 プロポーザルに係る質問の受付及び回答

プロポーザルに係る質問は、令和4年1月14日（金）から同年1月23日（日）午後5時（必着）までに、所定の質問票（様式2）によりファックスで提出してください（必ず着信確認をお願いいたします。）。

質問票は、交流会館ホームページに掲載しており、ダウンロードすることができます。交流会館の窓口においても設置します。

質問に対する回答日は令和4年1月26日（水）とし、全ての質問提出者に対してファックスで回答します。

◆交流会館ファックス番号 075-575-2581

11 応募書類、企画提案書・見積書の提出

令和4年2月1日（火）から同年2月3日（木）の各日午前9時から午後5時（必着）までに「(1) 提出書類」を参照のうえ、書類を提出してください。

なお、共同企業体で応募される場合は、代表法人及び構成法人で締結する共同企業体協定書等を1部添えて提出してください。

提出方法は、郵送又は交流会館受付窓口へ直接持参となります。郵送の場合は、投函したことを必ず電話でお知らせください。

受付期間終了後の書類提出、提出後の書類等の変更や追加は受け付けません。

また、書類提出後、プロポーザルへの参加を辞退される場合は、速やか書面により申し出てください（様式任意）。

(1) 提出書類

① 参加申込書（様式3）

② 参加に当たっての誓約書（様式4）

③ 団体概要書・・・1部（様式自由）

次の項目に沿って記載してください。

ア 団体概要（会社案内、パンフレットでも可）

団体の名称、所在地、設立目的、設立年月日、沿革、基本理念が記載されていること。

イ 構成団体名簿（共同企業体での応募の場合のみ）

ウ 役員名簿

エ 過去3年間の財務状況

オ 公立文化施設等での2年以上の舞台管理運営業務の実績（「委託」、「指定管理」、「PFI事業」等の種別を記載）

④ 添付書類・・・各1部

ア 定款

イ 京都市への事業登録状況（入札参加資格登録等の写し）又は過去2年間の法人税の納税証明書及び消費税の納税証明書

ウ 賠償責任保険加入証（写し）

⑤ 企画提案書・・・正本1部、副本3部（A4版・縦横自由）

次の項目について、A4版で項目ごとにまとめて作成してください。

ア 業務の執行体制等について

➤ 業務の運営体制や責任体制

➤ 組織の体制や常駐責任者（予定者）の略歴、バックアップ体制

➤ 舞台業務における安全管理に対する考え方

➤ 従事者の確保についての考え方

➤ 当社とのコミュニケーションの具体的な考え方

➤ 従事者に対する教育・研修・専門訓練

➤ 機器故障等の際の応急措置。また、地震、火災などの緊急時における具体的な対応・体制・対応方法（緊急連絡体制や対応方法等）

イ 施設利用者への対応について

➤ 利用者の需要に応じた的確な業務の履行

➤ 主催者・出演者、来館者への基本的な接客や諸設備を使用する利用者への適切な対応

ウ 当社が実施する自主事業の企画運営について

➤ 今後、取り組むべきと思われる事業企画

➤ 交流会館の利用率向上や地域活性化に繋がる具体的な方策や貢献策

エ 提案者についてのPR

➤ 得意分野、業務経験や専門的知見など

⑥ 見積書及び見積内訳書

別紙「京都市醍醐交流会館 舞台管理運営業務委託契約に関する仕様書」等に基づき、見積書を作成してください。見積金額は消費税を含まない金額を記載してください。

また、見積内訳書も提出してください。

*常駐責任者は月当たり 21 日勤務、その他の担当者は月当たり 11 日の勤務を基本とします。

*参考として、①超過勤務が生じた場合の経費等、②増員された場合の人件費を記載してください。

(2) 書類作成の留意点

① 企画提案書は、本プロポーザル実施説明書及び「京都市醍醐交流会館 舞台管理運営業務委託契約に関する仕様書」に基づき作成してください。

なお、提案において、必要と判断されたことは積極的に提案してください。

② 1 事業者が複数の企画提案書を提出することはできません。

③ 企画提案書の内容、考え方等については、業務受託者として決定した後、実際に業務を遂行するに当たっても、その趣旨において一貫性を保つものとしてください。

④ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格となります。

⑤ 書類作成において使用する言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本国通貨とします。

⑥ 応募に際し必要となる資料の作成・提出に要する費用及び選考に参加するために要する費用は全て提案者の負担とします。

⑦ 本提案募集により知り得た内容については、何人にも漏えいしてはなりません。

⑧ 提出書類の内容に含まれる著作権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとします。

⑨ 提出書類は返却しません。

(3) 提出先

〒601-1375 京都市伏見区醍醐高畑町 30-1 京都市醍醐交流会館

12 審査の流れ

(1) 選定委員会の設置

当社内に、京都市醍醐交流会館 舞台管理運営業務委託事業者選定委員会を設置し、厳正に審査を行います。

(2) プレゼンテーション審査の概要

プレゼンテーション実施日は、令和 4 年 2 月 8 日（火）となります。（開始時間については調整のうえ別途通知します。）

原則として、提案書等を提出された全ての提案者にプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーション内容をヒアリングのうえ、次頁に記載の「(3) 評価項目」及び評価事項に基づいて採点し、最も優れた提案を行った事業者を受託予定者として選定します。

1 事業者又は共同企業体当たりのプレゼンテーション持ち時間は 20 分間とし、その後、質疑応答時間を約 15 分間設けます。プレゼンテーションは、提出資料に記載されている内容と補足説明に限ります。

なお、補足資料以外の書面及びパワーポイント等の使用は認めません。

(3) 評価項目

評価項目	主な評価事項	評価点
実績等について	・過去2年間における当該業務に類似あるいは関連する業務の実績 ・得意分野や専門的知見など	10点
業務の執行体制等について	・業務を的確、迅速且つ誠実に実施する運営体制や責任体制の確保	20点
	・業務遂行に十分な従事者の確保 ・従事者に対する教育、研修、専門訓練	20点
	・舞台業務における安全管理に対する考え方 ・緊急時における具体的な対応態勢・対応方法	10点
施設利用者への対応	・利用者の満足度の確保に対する考え方	10点
当社が実施する自主事業の企画運営について	・今後、取り組むべきと思われる事業企画 ・交流会館の利用率向上や地域活性化に繋がる具体的な方策や貢献策	10点
見積書	・受託希望金額に応じて配点	20点

13 選定結果の通知

選定結果は、選定委員会終了後、選定・非選定に関わらず、すべての提案者に速やかに書面でご連絡します。

なお、審査順位等、詳細な選定結果の公開や通知は控えさせていただきます。

14 契約締結

選定後、当社と受託予定者は業務の実施に向け、詳細の業務内容等について協議を行い、双方の合意がなされたうえで業務委託契約を締結します。

なお、契約協議において、実際に業務を遂行するうえで円滑な運営とするため、仕様書を変更する場合があります。

また、次のいずれかに該当した場合、契約を締結しないことがあります。

- (1) 提案内容に虚偽が判明した場合
- (2) 本説明書に定められた条件に違反した場合
- (3) その他不正な行為を行った場合

15 問合せ先

〒601-1375 京都市伏見区醍醐高畑町 30-1

京都市醍醐交流会館

電話番号 075-575-2580、 ファックス番号 075-575-2581

交流会館ホームページ <http://daigo-koryu.jp>